

(第 4 号様式)

2014 年度預保納付金支援事業実施状況報告書

自 2014 年 4 月 1 日
至 2015 年 3 月 31 日

公益財団法人 日本財団

日本財団では、助成金交付先の審査あたっては、外部委員会を設置し意見を求めたうえで、理事会で決定するというプロセスを取っており、透明性の確保を心掛けています。また以下のよ
うな審査の視点を定めており、募集要項等にも示しています。

- ①幅広い団体・分野に助成金の波及効果が期待できる事業、又は助成を行う社会的緊要性の高い事業であるか
- ②事業の継続性又は発展性等に着目し、必要かつ効果的な助成となる事業であるか
- ③現状の収支状況を踏まえ、事業に要する費用の見通し並びに今後の見通しが立てられているか
- ④継続して助成を行う場合には、前年度の活動実績又は複数年度にわたる事業計画の進捗状況、犯罪被害者等の実情を把握して犯罪被害者等支援事業に反映しているか等
- ⑤複数年度にわたる事業については、各年度における事業の目標が数値化されるなど明確であり、目標を実現させるための事業計画・資金計画が適正かつ合理的であるか等

なお、採択されなかった事例として、事業内容や事業計画に具体性が伴っていない場合、事業に要する費用の見通しがついていない場合などが挙げられます。

1. 預保納付金支援事業の実施状況

概要説明:

当財団は、2012年4月に預保納付金の担い手として選定され、2012年11月に預金保険機構と協定を締結するとともに、業務実施のための規則やスキームを整え、昨年度から奨学金貸与事業と助成金交付事業を開始した。

本年度は奨学金制度における募集方法を、年1度の募集から、通年にわたり募集する制度へ改正し、奨学金制度の利便性を高めた。また、通年募集となった奨学金制度の周知に向けて、FacebookやTwitterを開設し、学生をターゲットにした情報発信を行った。さらに、募集要項やチラシを全国の警察署約1,175カ所、全国の市区町村約1,742カ所他へ送付し、協力を得ることができた。助成事業においては、犯罪被害者支援団体のニーズに応える形で、犯罪被害者支援車両の整備を行った。これにより、犯罪被害者への支援の充実のために預保納付金を支出した。

1. 外部委員会の開催

- (1) 第4回(2014年度第1回)外部委員会
 - 1) 開催日時: 2014年8月25日(月)15:00～
 - 2) 開催場所: 日本財団ビル8階会議室
 - 3) 決議事項:
 - 第1号議案 2015年度奨学金貸与事業・助成金交付事業の募集に関する件
 - 第2号議案 2014年度・年度内募集助成金交付先の選定に関する件
 - 4) 報告事項:

- 報告事項1 2013年度預保納付金支援事業の実施状況報告について
 報告事項2 2014年度奨学金貸与者辞退・取り消しについて
 報告事項3 「団体運営の自立へ向けた仕組みづくり」事業の実施状況について

5) 議事録:

6) 外部委員に関する事項(氏名・任期・現在の本務等):

氏名	現在の本務	任期
安西 愈	弁護士	2013年3月1日～ 2015年2月28日
河野 栄子	三井住友海上火災保険株式会社 社外取締役	2013年3月1日～ 2015年2月28日
佐藤 大吾	一般社団法人ジャパングビング代表	2013年3月1日～ 2015年2月28日
椎橋 隆幸	中央大学法科大学院教授法務研究科長	2013年3月1日～ 2015年2月28日
松尾 理也	産経デジタル事業開発室長	2013年3月1日～ 2015年2月28日

(2) 第5回(2014年度第2回)外部委員会

- 1) 開催日時: 2015年2月16日(月)17:00～
- 2) 開催場所: 日本財団ビル8階会議室
- 3) 決議事項:
 第1号議案 2015年度助成金交付先の選定に関する件
 その他の事項 2015年度助成金年度内事業について
- 4) 報告事項
 報告事項 2014年度奨学金貸与者の決定および辞退について
- 5) 議事録:

6) 外部委員に関する事項(氏名・任期・現在の本務等):

- (1) 6) と同上

(3) 理事会

- 1) 第114回理事会(2014年5月13日開催)
 預保納付金支援支出金に係る事業規則(達)の一部改正について、理事会の議決を得た。
- 2) 第115回理事会(2014年5月29日開催)
 奨学金貸与事業に係る返済猶予について、預保納付金支援支出金に係る事業規則第34条第4項に基づき、理事会の議決を得た。
- 3) 第117回理事会(2014年6月10日開催)
 奨学金貸与事業に係る奨学金貸与決定取り消しについて、理事会に報告した。

- 4) 第 119 回理事会(2014 年 6 月 25 日開催)
助成金交付事業に係る年度内募集にあたり、預保納付金支援支出金に係る事業規則第 9 条第 1 項に基づき、外部委員会(2013 年 9 月 5 日開催)で意見を受けた内容について、理事会の議決を得た。
- 5) 第 125 回理事会(2014 年 9 月 2 日開催)
2015 年度奨学金貸与事業及び助成金交付事業の募集にあたり、預保納付金支援支出金に係る事業規則第 9 条第 1 項に基づき、外部委員会(2014 年 8 月 25 日開催)で意見を受けた内容について、理事会の議決を得た。
また、年度内募集における助成金の交付の決定を行うにあたり、預保納付金支援支出金に係る事業規則第 47 条 5 項に基づき、外部委員会(2014 年 8 月 25 日開催)で意見を受けた内容について、理事会の議決を得た。
- 6) 第 127 回理事会(2014 年 9 月 17 日開催)
奨学金貸与事業において奨学生の決定にあたり、預保納付金支援支出金に係る事業規則第 22 条第 1 項に基づき、理事会の議決を得た。
- 7) 第 131 回理事会(2014 年 11 月 17 日開催)
奨学金貸与事業において奨学生の決定にあたり、預保納付金支援支出金に係る事業規則第 22 条第 1 項に基づき、理事会の議決を得た。
- 8) 第 138 回理事会(2015 年 1 月 13 日開催)
奨学金貸与事業において奨学生の決定にあたり、預保納付金支援支出金に係る事業規則第 22 条第 1 項に基づき、理事会の議決を得た。
- 9) 第 143 回理事会(2015 年 2 月 26 日開催)
助成金交付事業において助成金の交付決定にあたり、預保納付金支援支出金に係る事業規則第 46 条第 2 項に基づき、外部委員会(2015 年 2 月 16 日開催)で意見を受けた内容について、理事会の議決を得た。
- 10) 第 144 回理事会(2015 年 3 月 3 日開催)
奨学金貸与事業において奨学生の決定にあたり、預保納付金支援支出金に係る事業規則第 22 条第 1 項に基づき、理事会の議決を得た。

2. 奨学金貸与事業

(1) 実施概要

・奨学金貸与事業の目的

当奨学金は、生計を担っていた保護者(父または母など)が理不尽な犯罪に遭遇し、経済的に不安定となった犯罪被害者等の子どもの教育機会を確保するとともに、事件を契機に社会から疎外感を感じることもある子どもを、社会全体で温かく支えることを目的に、高校、大学、大学院、短大、専修学校(専門課程)に在学しているか進学を予定している犯罪被害者の子弟を対象に、奨学金を無利息で貸与する制度である。

・募集活動実績

募集チラシと募集要項・申請書を作成し、申請期間(2013年10月1日から2013年11月30日)を設け郵送により受け付けた。2014年6月以降は、募集方法を通年募集へ改正し、随時申請を郵送により受け付けた。

また申請書類は当財団ホームページよりダウンロードできるようにした。

・募集活動内容

募集要項合計6万1千部と通年募集チラシ合計21万5千部を、全国警察本部および警視庁51カ所、全国警察署1,175カ所、全国の市区町村1,742カ所、被害者支援センター48カ所他へ配布し、募集活動を展開した。同時に、プレスリリースを発行しメディア各社への取材を呼びかけるとともに、当財団ホームページやFacebook・Twitter等SNSを通じて、周知活動を行った。

・申込件数・金額(高校・大学(各種学校)別)

当年度は、30名から奨学金の申請があり、29名に対して貸与決定をした。その後、取り消し・中止対象者が2名発生したため、当年度は27名に対して奨学金を貸与した。

	申請		決定		拋出	
	人数	金額(円)	人数	金額(円)	人数	金額(円)
大学院	2	2,700,000	2	2,700,000	2	2,700,000
大学・高等専門学校4年以上または専修学校専門課程に在学する学生	21	22,688,000	20	21,040,000	18	19,040,000
高等学校、高等専門学校3年以下または専門学校専門課程に在学する学生	7	4,340,000	7	4,290,000	7	4,290,000
合計	30	29,728,000	29	28,030,000	27	26,030,000

・継続奨学生(高校・大学(各種学校)別)

2013年度奨学生のうち、26名の奨学生に対して、当年度も継続して奨学金を貸与した。

	拋出	
	人数	金額(円)
大学院	0	0
大学・高等専門学校4年以上または専修学校専門課程に在学する学生	22	18,120,000
高等学校、高等専門学校3年以下または専門学校専門課程に在学する学生	4	2,160,000
合計	26	20,280,000

(2) 貸与実績

・実行

別添参照

・貸与状況

奨学金決定の取り消し・中止対象者・・・2名

理由：浪人や休学により、進学や進級が困難になったため。

(3) その他

・返済猶予状況

奨学金返済猶予対象者・・・4名

理由：大学・大学院への進学のため。

経済的に困窮しているため。

3. 助成金交付事業

(1) 実施概要

・助成金交付事業の目的

犯罪被害者の視点に立った質の高い支援を実現するためには、犯罪被害者支援のノウハウが蓄積されている民間の犯罪被害者等支援団体による迅速かつ柔軟で継続的な支援活動の提供が不可欠である。そのため、財政基盤が脆弱な犯罪被害者等支援団体の資金調達力と、支援活動の充実と強化を図ること等を目的に、助成金を交付するものである。

・募集活動の実績(募集の方法)

1) 2014年度募集

審査方針を策定したのち、募集要項を作成、当財団ホームページにおいて公開した。申請受付期間(2013年11月1日から2013年11月29日)を設け、申請書類は申請団体が当財団ホームページよりダウンロードする形をとり、申請書類はメールにて受け付けた。

2) 年度内募集

審査方針を策定したのち、募集要項を作成、当財団ホームページにおいて公開した。申請受付期間(2014年7月7日から2014年7月25日)を設け、申請書類は申請団体が当財団ホームページよりダウンロードする形をとり、申請書類はメールにて受け付けた。

・申込団体数、事業数、金額別

1) 2014年度募集

	申請			決定		
	件数	団体数	金額(円)	件数	団体数	金額(円)
法人格あり	74	51	353,345,000	52	44	285,280,000
法人格なし	1	1	1,000,000	0	0	0
合計	75	52	354,345,000	52	44	285,280,000

2) 年度内募集

	申請			決定		
	件数	団体数	金額(円)	件数	団体数	金額(円)
法人格あり	11	11	65,580,000	11	11	65,580,000
法人格なし	0	0	0	0	0	0
合計	11	11	65,580,000	11	11	65,580,000

(2) 助成実績

・助成先リスト

1) 2014 年度募集

		団体名	事業名	助成額(円)
1	公社	あおり被害者支援センター	団体運営の自立へ向けた仕組みづくり	4,020,000
2	公社	秋田被害者支援センター	団体運営の自立へ向けた仕組みづくり	5,020,000
3	公社	石川被害者サポートセンター	団体運営の自立へ向けた仕組みづくり	3,670,000
4	公社	いばらき被害者支援センター	団体運営の自立へ向けた仕組みづくり	3,930,000
5	公社	いわて被害者支援センター	団体運営の自立へ向けた仕組みづくり	10,540,000
6	特非	エンパワメントかながわ	デートDV 予防プログラム実施者の養成	2,650,000
7	特非	おうみ犯罪被害者支援センター	団体運営の自立へ向けた仕組みづくり	2,240,000
8	公社	大分被害者支援センター	団体運営の自立へ向けた仕組みづくり	3,490,000
9	特非	大阪被害者支援アドボカシーセンター	団体運営の自立へ向けた仕組みづくり	2,750,000
10	公社	沖縄被害者支援ゆいセンター	団体運営の自立へ向けた仕組みづくり	4,220,000
11	特非	かがわ被害者支援センター	団体運営の自立へ向けた仕組みづくり	4,030,000
12	公社	かごしま犯罪被害者支援センター	団体運営の自立へ向けた仕組みづくり	1,920,000
13	特非	神奈川被害者支援センター	団体運営の自立へ向けた仕組みづくり	2,790,000

14	一社	北・ほっかいどう総合カウンセリング支援センター	犯罪被害者等に対する直接的支援活動の普及と定着	6,840,000
15	公社	紀の国被害者支援センター	団体運営の自立へ向けた仕組みづくり	3,580,000
16	公社	京都犯罪被害者支援センター	団体運営の自立へ向けた仕組みづくり	4,570,000
17	公社	くまもと被害者支援センター	団体運営の自立へ向けた仕組みづくり	4,600,000
18	特非	こうち被害者支援センター	団体運営の自立へ向けた仕組みづくり	3,590,000
19	特非	静岡犯罪被害者支援センター	団体運営の自立へ向けた仕組みづくり	4,830,000
20	一社	島根被害者サポートセンター	団体運営の自立へ向けた仕組みづくり	2,900,000
21	特非	全国被害者支援ネットワーク	犯罪被害者等支援に関する広報啓発及び支援体制整備	23,500,000
22			犯罪被害者等支援に関する人材育成	28,690,000
23			犯罪被害者等に対する中央機関業務の充実	4,270,000
24	公社	千葉犯罪被害者支援センター	団体運営の自立へ向けた仕組みづくり	5,860,000
25	公社	徳島被害者支援センター	犯罪被害者等に対する直接的支援活動の普及と定着	7,040,000
26	公社	とっとり被害者支援センター	団体運営の自立へ向けた仕組みづくり	3,600,000
27	公社	とやま被害者支援センター	団体運営の自立へ向けた仕組みづくり	3,860,000
28	特	長野犯罪被害者支援センター	団体運営の自立へ向けた仕組みづくり	2,920,000
29	公社	被害者サポートセンターあいち	団体運営の自立へ向けた仕組みづくり	4,930,000
30	公社	被害者サポートセンターおかやま	犯罪被害者等に対する直接的支援活動の普及と定着	2,890,000
31			団体運営の自立へ向けた仕組みづくり	2,030,000

32	一社	被害者支援センターえひめ	団体運営の自立へ向けた仕組みづくり	3,620,000
33	公社	被害者支援センターすてっぷぐんま	団体運営の自立へ向けた仕組みづくり	13,590,000
34	公社	被害者支援センターやまなし	団体運営の自立へ向けた仕組みづくり	4,940,000
35	公社	被害者支援都民センター	犯罪被害者へ直接的支援を実施するための人材育成等	6,830,000
36			団体運営の自立へ向けた仕組みづくり	6,760,000
37	特非	被害者支援ネットワーク佐賀VOISS	団体運営の自立へ向けた仕組みづくり	4,410,000
38	特非	ひょうご被害者支援センター	団体運営の自立へ向けた仕組みづくり	2,720,000
39	公社	広島被害者支援センター	団体運営の自立へ向けた仕組みづくり	10,330,000
40	特非	FOSC	団体運営の自立へ向けた仕組みづくり	900,000
41	公社	福井被害者支援センター	団体運営の自立へ向けた仕組みづくり	1,240,000
42	公社	福岡犯罪被害者支援センター	団体運営の自立へ向けた仕組みづくり	1,300,000
43	公社	ふくしま被害者支援センター	団体運営の自立へ向けた仕組みづくり	7,490,000
44	公社	北海道家庭生活総合カウンセリングセンター	団体運営の自立へ向けた仕組みづくり	2,060,000
45	公社	みえ犯罪被害者総合支援センター	一般市民を対象とした犯罪被害者支援に関する広報啓発	6,730,000
46			犯罪被害者支援チャリティ音楽祭の開催	6,000,000
47			犯罪被害者支援チャリティマッチの開催	8,760,000
48	公社	みやぎ被害者支援センター	犯罪被害者へ直接的支援を実施するための人材育成等	2,530,000
49			東日本大震災により縮小した財政再建	2,690,000

50			性犯罪被害者に対する支援活動	10,210,000
51	公社	みやざき被害者支援センター	団体運営の自立へ向けた仕組みづくり	5,400,000
52	公社	やまがた被害者支援センター	団体運営の自立へ向けた仕組みづくり	5,000,000
合計				285,280,000

2) 年度内募集

		団体名	事業名	助成額(円)
1	公社	あおり被害者支援センター	犯罪被害者等支援のための車両整備	6,000,000
2	公社	沖縄被害者支援ゆいセンター	犯罪被害者等支援のための車両整備	6,060,000
3	公社	かごしま犯罪被害者支援センター	犯罪被害者等支援のための車両整備	6,000,000
4	公社	ぎふ犯罪被害者支援センター	犯罪被害者等支援のための車両整備	6,000,000
5	公社	くまもと被害者支援センター	犯罪被害者等支援のための車両整備	5,700,000
6	公社	とっとり被害者支援センター	犯罪被害者等支援のための車両整備	6,000,000
7	公社	ふくしま被害者支援センター	犯罪被害者等支援のための車両整備	6,000,000
8	公社	みえ犯罪被害者総合支援センター	犯罪被害者等支援のための車両整備	6,060,000
9	公社	みやざき被害者支援センター	犯罪被害者等支援のための車両整備	5,700,000
10	公社	やまがた被害者支援センター	犯罪被害者等支援のための車両整備	6,000,000
11	特	山口被害者支援センター	犯罪被害者等支援のための車両整備	6,060,000
合計				65,580,000

※決算額について

2014 年度募集事業の決定額 285,280,000 円および年度内募集事業の決定額 65,580,000 円の合計額は 350,860,000 円であるが、決算書における支払預保納付金支援支出金額の決算額は、345,815,000 円となっている。この差異である 5,045,000 円の内訳は以下のとおりである。

1. 2015 年 3 月 31 日現在、5 団体から合計金額 2,861,000 円が返還予定となっている。
2. 北・ほっかいどう総合カウンセリング支援センターは、組織体制および事業運営の見直しを行ったことにより事業内容が当初計画よりも縮小した。そのため、助成契約書 3.(助成金の支払時期及び支払方法)(1)に基づき、助成金を 6,840,000 円から 4,700,000 円へ減額した。
3. 全国被害者支援ネットワークに対して、当財団が 2013 年度預保納付金支援事業の助成金確定のための監査を行った結果、事業完了報告書に記載された事業費総額に誤謬があったことが判明した。このため事業完了報告書の提出時に計上していた助成金額と確定監査後の助成金額との差額 44,000 円が返還となった。

なお、今年度においても、全事業において事業完了後に助成金確定の監査を行った上で、事業費総額を改めて確定させる。

・助成事業の概要

下記「預保納付金支援事業」ホームページ参照

<http://nf-yoho.com/projects/2014/>

(3) その他

該当なし